

平成 2 8 年 生 駒 市 議 会 （ 第 5 回 ） 定 例 会 議 案

（ 抜 粹 ）

平 成 2 8 年 9 月 1 4 日

生 駒 市



# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

## 歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		5,121,895	24,736	5,146,631
	2 国庫補助金	849,861	24,736	874,597

## 歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		14,476,963	43,155	14,520,118
	2 児童福祉費	6,306,258	25,200	6,331,458
8 教育費		6,462,895	10,690	6,473,585
	4 幼稚園費	805,862	8,238	814,100
	6 保健体育費	1,226,768	2,452	1,229,220

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入 (款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金				2 児童福祉補助金	20,983	保育対策総合支援事業費補助金
6 教育費国庫補助金	211,227	2,059	213,286	4 幼稚園費補助金	2,059	幼稚園就園奨励費補助金

[単位 千円]

歳出 (款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明	
				特定	一般財源	節		
				国庫支出金	地方債	その他		
1 児童福祉総務費	2,916,459	25,200	2,941,659	20,983 (国補)	4,217	19 負担金補助及び交付金	25,200	私立保育所運営費補助金 10,200 私立保育所等施設整備費補助金 15,000
計	6,306,258	25,200	6,331,458	20,983	4,217			

[単位 千円]

(款) 8 教育費

(項) 4 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		説明		
				特定	一般財源			
				国庫支出金	地方債	その他		
1 幼稚園費	734,912	8,238	743,150	2,059 (国補)	6,179	19 負担金補助及び交付金	8,238	私立幼稚園就園奨励費補助金
計	805,862	8,238	814,100	2,059	6,179			

[単位 千円]

(款) 8 教育費

(項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		説明		
				特定	一般財源			
				国庫支出金	地方債	その他		
3 学校給食センター運営費	266,013	2,452	268,465		2,452	13 委託料	2,452	測量・設計等委託料
計	1,226,768	2,452	1,229,220		2,452			

[単位 千円]

生駒市立学校設置条例等の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 28 年 9 月 14 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市立学校設置条例等の一部を改正する条例

(生駒市立学校設置条例の一部改正)

第 1 条 生駒市立学校設置条例（平成 20 年 3 月生駒市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「生駒市立生駒幼稚園」を「生駒市立認定こども園生駒幼稚園」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 生駒市立認定こども園生駒幼稚園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 7 号）第 3 条第 1 項の認定を受けた幼稚園である。

(生駒市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正)

第 2 条 生駒市立幼稚園保育料徴収条例（昭和 25 年 4 月生駒市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「（以下単に「幼稚園」という。）」を削る。

第 2 条を次のように改める。

(保育料)

第 2 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 19 条第 1

項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する支給認定子ども（同法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。次項において同じ。）の保育料は、別表第1のとおりとする。

2 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する支給認定子どもの保育料は、別表第2のとおりとする。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第2条関係）

各月初日の在籍幼児の属する世帯の階層区分		保育料（月額）				
		保育標準時間の場合		保育短時間の場合		
階層区分	定義	3歳児	4歳児・5歳児	3歳児	4歳児・5歳児	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	0円	0円	
B	市町村民税が非課税の世帯（A階層の世帯を除く。）	2,300円 (1,150円)	2,300円 (1,150円)	2,200円 (1,100円)	2,200円 (1,100円)	
C <sub>1</sub>	市町村民税の額が均等割額のみの世帯	5,400円 (2,700円)	5,400円 (2,700円)	5,200円 (2,600円)	5,200円 (2,600円)	
C <sub>2</sub>	市町村民税の課税世帯（C <sub>1</sub> 階層の世帯を除く。）であって、その額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割額が49,599円以下	6,600円 (3,300円)	6,600円 (3,300円)	6,400円 (3,200円)	6,400円 (3,200円)
C <sub>3</sub>		所得割額が49,600円以上51,499円以下	7,800円 (3,900円)	7,800円 (3,900円)	7,600円 (3,800円)	7,600円 (3,800円)
C <sub>4</sub>		所得割額が51,500円以上53,399円以下	9,400円 (4,700円)	9,400円 (4,700円)	9,200円 (4,600円)	9,200円 (4,600円)
C <sub>5</sub>		所得割額が53,400円以上60,399円以下	10,900円 (5,450円)	10,900円 (5,450円)	10,700円 (5,350円)	10,700円 (5,350円)
C <sub>6</sub>		所得割額が60,400円以上69,199円以下	12,900円 (6,450円)	11,500円 (5,750円)	12,700円 (6,350円)	11,200円 (5,600円)

C <sub>7</sub>	所得割額が 69,200円以上 86,799円以下	14,900円 (7,450円)	12,800円 (6,400円)	14,600円 (7,300円)	12,500円 (6,250円)
C <sub>8</sub>	所得割額が 86,800円以上 98,599円以下	16,800円 (8,400円)	15,000円 (7,500円)	16,400円 (8,200円)	14,700円 (7,350円)
C <sub>9</sub>	所得割額が 98,600円以上 110,399円以下	17,500円 (8,750円)	15,500円 (7,750円)	17,200円 (8,600円)	15,200円 (7,600円)
C <sub>10</sub>	所得割額が 110,400円以上 122,099円以下	17,900円 (8,950円)	16,000円 (8,000円)	17,600円 (8,800円)	15,600円 (7,800円)
C <sub>11</sub>	所得割額が 122,100円以上 139,799円以下	18,500円 (9,250円)	16,400円 (8,200円)	18,200円 (9,100円)	16,100円 (8,050円)
C <sub>12</sub>	所得割額が 139,800円以上 157,299円以下	19,200円 (9,600円)	16,900円 (8,450円)	18,800円 (9,400円)	16,600円 (8,300円)
C <sub>13</sub>	所得割額が 157,300円以上 169,399円以下	19,800円 (9,900円)	17,500円 (8,750円)	19,400円 (9,700円)	17,200円 (8,600円)
C <sub>14</sub>	所得割額が 169,400円以上 192,899円以下	20,400円 (10,200円)	18,100円 (9,050円)	20,000円 (10,000円)	17,800円 (8,900円)
C <sub>15</sub>	所得割額が 192,900円以上 258,899円以下	21,100円 (10,550円)	18,700円 (9,350円)	20,700円 (10,350円)	18,400円 (9,200円)
C <sub>16</sub>	所得割額が 258,900円以上 298,599円以下	21,700円 (10,850円)	19,100円 (9,550円)	21,300円 (10,650円)	18,700円 (9,350円)
C <sub>17</sub>	所得割額が 298,600円以上 392,899円以下	22,500円 (11,250円)	19,400円 (9,700円)	22,100円 (11,050円)	19,000円 (9,500円)
C <sub>18</sub>	所得割額が 392,900円以上	24,800円 (12,400円)	21,500円 (10,750円)	24,300円 (12,150円)	21,100円 (10,550円)

備考

- この表において「保育標準時間の場合」とは、保育の利用が1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の場合をいう。
- この表において「保育短時間の場合」とは、保育の利用が1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の場合をいう。

- 3 この表において「5歳児」とは、学年の初めの日の前日において5歳に達している幼児をいう。
- 4 この表において「4歳児」とは、学年の初めの日の前日において4歳に達している幼児（5歳児を除く。）をいう。
- 5 この表において「3歳児」とは、学年の初めの日の前日において3歳に達している幼児（5歳児及び4歳児を除く。）をいう。
- 6 4月分から8月分までの保育料にあつては前年度の市町村民税の額により算定するものとし、9月分から翌年の3月分までの保育料にあつては当該年度の市町村民税の額により算定するものとする。
- 7 この表のC<sub>2</sub>からC<sub>18</sub>までの階層における地方税法第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。
- 8 BからC<sub>18</sub>までの階層の世帯であつて、同一世帯から2人以上の児童が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（以下「保育所」という。）、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園（以下「幼稚園」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）、学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校幼稚部（以下「特別支援学校幼稚部」という。）若しくは児童福祉法第7条第1項に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部（以下「情緒障害児短期治療施設通所部」という。）に入所し、又は同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援（以下「児童発達支援」という。）若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援（以下「医療型児童発達支援」という。）を利用している場合において、次表の第1欄に掲げる児童が生駒市立幼稚園に在籍しているときは、同表の第2欄に掲げる額をその児童の保育料とする。

第1欄	第2欄
ア 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している児童のうち、年長者（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	上表に定める額（同表に定める括弧内の額以外の額をいう。）
イ 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用しているアに規定する児童以外の児童のうち、年長者（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	上表に定める括弧内の額
ウ ア及びイに規定する児童以外の児童	0円

- 9 前項の規定にかかわらず、児童の属する世帯が次に掲げる世帯である場合におけるこの表の適用については、Bの階層の世帯にあつては当該世帯の保育料の額は0円とし、C<sub>1</sub>からC<sub>6</sub>までの階層の世帯及びC<sub>7</sub>の階層のうち市町村民税の所得割額が77,100円以下の世帯にあつては当該世帯の保育料の額は同



表に定める括弧内の額とする。

- (1) 母子世帯 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 6 項の配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯
- (2) 父子世帯 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条第 6 項の配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの世帯
- (3) 在宅障害児（者）のいる世帯 次に掲げる児（者）を有する世帯
  - ア 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者
  - イ 奈良県から療育手帳の交付を受けた者
  - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
  - エ 特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (4) その他の世帯 保護者の申請により生活保護法に規定する要保護者等特に困窮していると市長が認める世帯

（生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例の一部を改正する条例の一部改正  
）

第 3 条 生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例の一部を改正する条例（平成 26 年 12 月生駒市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条のうち生駒市立幼稚園保育料徴収条例別表の改正規定中「別表」を「別表第 1」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

市内中学生熱中症事故調査委員会条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 28 年 9 月 14 日

生駒市長 小 紫 雅 史

市内中学生熱中症事故調査委員会条例

(設置)

第 1 条 平成 28 年 8 月に市内の中学生が死亡に至った学校管理下（独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成 15 年政令第 369 号）第 5 条第 2 項各号に掲げる場合をいう。）における熱中症による事故（以下「熱中症事故」という。）に関し、公平性及び中立性を確保しながらその原因等を調査するとともに学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 26 条に規定する児童生徒等の安全の確保を図るという学校の設置者としての責務を果たすため、市内中学生熱中症事故調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、生駒市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 熱中症事故の事実関係及び原因に関する事項
- (2) 熱中症事故の再発防止に関する事項
- (3) その他熱中症事故に関し教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、教育委

員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、委員会から諮問に対する答申を受けた日限り、その効力を失う。